

幼児教育・保育の無償化とは？



■ 無償化の内容 ■

以下、（※～）と表記されている金額は、令和８年9月30日以前利用分に適用されるものです。

① 幼稚園、認可保育園、認定こども園の利用者負担額

◆ ３～５歳児クラスの全ての子どもの利用者負担額が無償化
◆ ０～２歳児クラスの保育の必要な子どもは、住民税非課税世帯が無償化

- 新制度未移行（私学助成）幼稚園については、月額28,000円（※25,700円）まで無償となります。
- 幼稚園、認定こども園（教育利用）については、満３歳から無償化の対象となります。
- 給食費やおやつ代のほか各園で徴収する実費徴収費用は、無償化の対象外です。

② 幼稚園、認定こども園の預かり保育

◆ 保育の必要な３～５歳児クラスの子どもの利用料が、490円（※450円）×利用日数の金額（月額12,300円（※11,300円）が上限）を無償化

・住民税非課税世帯の保育の必要な２歳児クラスの満３歳児は利用料が、490円（※450円）×利用日数の金額（月額17,700円（※16,300円）が上限）を無償化。

③ 認可外保育施設、一時預かり事業など

◆ 保育の必要な３～５歳児クラスの子どもで、認可保育園等を利用していない場合(※１)、利用料が月額40,300円（※37,000円）まで無償化

(※1) 認可保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業、地域型保育事業を利用している場合認可外保育施設、一時預かり事業などの利用料は、無償化の対象となりません。

（ただし、一定基準（平日８時間、年間２００日以上）の預かり保育を実施していない幼稚園、認定こども園（教育利用）を利用している場合は、②と合わせて月額12,300円（※11,300円）（住民税非課税世帯の2歳児クラスの満3歳児は月額17,700円（※16,300円））まで無償となります。）

・ ０～２歳児クラスの保育の必要な住民税非課税世帯の子どもは、月額45,700円（※42,000円）まで無償となります。

■ 認定の手続き ■

◆ 無償化の対象となるためには、認定申請書の提出が必要です。

・ ①のみを利用する場合は、手続きの必要はありません。
※ただし、新制度未移行（私学助成）幼稚園、国立幼稚園をご利用の方は施設等利用給付認定の申請が必要です。
②、③を利用する場合は保育の必要な世帯が対象となります。★保育の必要性（裏面参照）の認定事由に該当する場合は、無償化の対象となる希望日までに、施設等利用給付認定申請書（２、３ 号）を市へ提出してください。

★保育の必要性について

保育の必要性とは、保護者それぞれが 就労、妊娠･出産、親族の介護 などの保育を必要とする事由に該当することをいいます。

・保育の必要性の確認のため、保護者の就労証明書等を施設等利用給付認定申請書（２、３ 号）に添付して、提出してください。

保育の必要性の認定事由	提出書類	添付必要書類
就労（48時間／月以上）	・就労証明書	自営業の場合は帳簿、納品書、領収書など概ね3か月以内のものを３枚以上 （開業届、確定申告書の写しは不可） （法人化されている場合、添付書類は提出不要）
妊娠・出産	・保育利用事由申告書 【２出産、病気、障害、介護（看護）の人】	親子手帳の保護者名と分娩予定日のわかるページの写し
疾病・障害		疾病：疾病負傷証明書（就園管理課の様式） 障害：障害者手帳等の写し
介護・看護		介護や看護が必要な状況がわかるもの （介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等の写し）
求　職　中	・求職活動状況申告書	
就学・就学予定	・保育利用事由申告書 【１就学、就学予定の人】	在学証明書（就学）または合格通知書（就学予定）と時間割等の写し
育休復帰予定 育休中(※2)	・就労証明書	

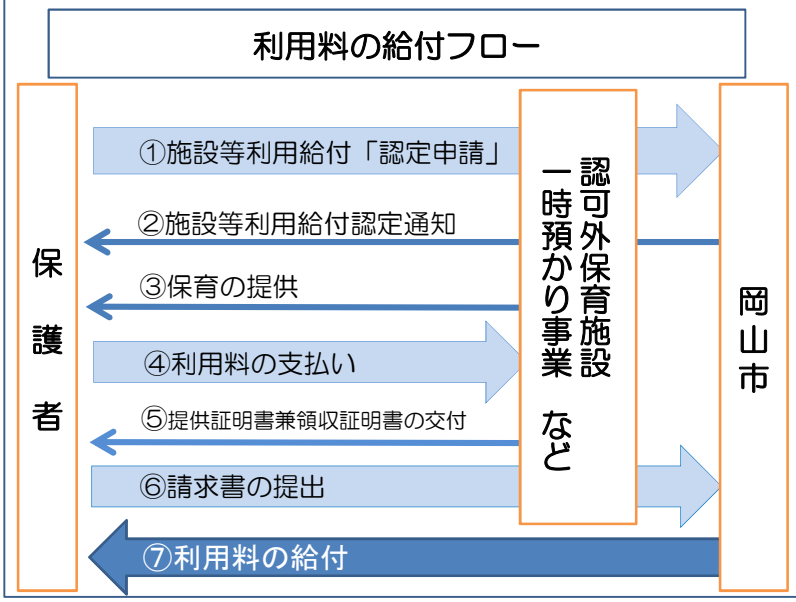
（※2）育休中に新規で利用を開始し、利用開始月の翌月中に育休復帰を予定していない場合、保育の必要性の認定事由に該当しません。

■ 給付の手続き ■

（新制度未移行（私学助成）幼稚園を除く。）

◆ 幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業を利用し、無償化のための給付を受けるには、請求書の提出が必要です。

- 利用料は、保育施設等へお支払いください。
- 保育施設等が発行する提供証明書兼領収証明書を添付し、請求書（※3）を市へ提出してください。
- 年４回（３か月分をまとめて）、保護者の口座へ振り込みます。



（※3）請求書はご利用中の保育施設等、市の窓口（就園管理課、各福祉事務所）または、市のHPから入手できます。

利用月	請求締切日（※4）	振込日
4月～6月	7月25日	9月17日頃
7月～9月	10月25日	12月17日頃
10月～12月	1月25日	3月17日頃
1月～3月	4月25日	6月17日頃

（※4）25日が土・日・祝日の場合は、直後の開庁日が請求締切日となります。

問い合わせ先　就園管理課　認定について　☎ 086-803-1432　給付について　☎ 086-803-1431

岡山市岡山っ子育成局　保育･幼児教育部　就園管理課　(R8.10作成)